

改正

令和8年4月20日

いわき市スポーツ合宿誘致推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ団体等が行う合宿の誘致を促進し、本市の交流人口の拡大、地域経済の活性化及びスポーツの振興を図るため、スポーツ合宿を実施するスポーツ団体等に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ団体 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（小学部、中学部又は高等部に限る）、大学、高等専門学校若しくは専修学校に在籍する児童、生徒若しくは学生、補助の対象となる会計年度の末日において年齢が満16歳から18歳の間にある者又はその指導者等により構成される団体で、主に競技スポーツに係る活動を行うものをいう。
- (2) 中央競技団体等 公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体及び関係スポーツ団体（当該関係スポーツ団体に加盟する各競技団体等を含む。）をいう。
- (3) スポーツ団体等 スポーツ団体及び中央競技団体等をいう。
- (4) スポーツ合宿 主に競技力の向上を目的としてスポーツ団体等が実施する宿泊を伴う活動で、中央競技団体等の公式戦又は上位大会への出場団体を選考する大会への参加を伴わないものをいう。

(補助対象事業)

第3条 この要綱において補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内で実施されるスポーツ合宿であって、次のア又はイのいずれかに該当するものであること。
 - ア 中央競技団体等の国代表が行うもの
 - イ 市外のスポーツ団体が行うもの

- (2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による営業許可を受けた市内の宿泊施設（補助の対象となるスポーツ団体等又は当該団体に所属する個人が所有するものを除く。）を利用していること。
- (3) 合宿参加者が市内宿泊施設へ延べ15泊以上宿泊すること。
- (4) 政治的、宗教的及び営利的な活動を伴わないものであること。
- (5) 市又は市から補助金等の交付を受けている団体から助成を受けて実施するものではないこと。

2 補助対象事業の申請は、一会計年度を通じ1回を限度とする。

（補助対象者）

第4条 補助対象者は、前条に規定する補助対象事業を行おうとするスポーツ団体等とする。

2 前項の補助対象者は、自己又は団体の構成員が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の補助対象者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営又は運営に実質的に関与している法人その他の団体であってはならない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、一の合宿における延べ宿泊者数に1,000円を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。

（申請書の提出期日等）

第6条 規則第4条第1項に規定する期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 補助対象事業を行う時期が4月から5月までの場合 当該事業を行おうとする日前 10 日（ただし、4月 11 日までに補助対象事業を実施しようとする場合には、当該年度の4月1日）
- (2) 補助対象事業を行う時期が6月から9月までの場合 当該事業を行おうとする年度の4月末日
- (3) 補助対象事業を行う時期が10月から翌年3月までの場合 当該事業を行おうとする年度の8月末日

2 前項の第2号及び第3号の規定にかかわらず、予算の範囲内で補助金を交付することが可能であると市長が認める場合にあっては、同項第2号又は第3号に規定する期日を経過した後においても、補助対象事業の募集をすることができる。この場合において、規則第4条第1項に規定する期日は、補助対象事業を行おうとする日前10日とする。

3 規則第4条第1項第1号の事業計画書は、合宿計画書（第1号様式）とする。

4 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 合宿参加者名簿（第2号様式）
- (2) 合宿日程表
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(事業計画の軽微な変更)

第7条 規則第7条第1項の市長が定める軽微な変更は、事業計画を実質的に変更するものでなく、その細部について変更するものとする。

(補助金の交付請求時期)

第8条 規則第11条に規定する補助金等交付請求書の提出は、事業完了後に行うものとする。

(実績報告及び添付書類等)

第9条 規則第12条第2号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 合宿報告書（第3号様式）
- (2) 宿泊証明書（第4号様式）
- (3) 補助対象経費の領収書の写し
- (4) 合宿参加者名簿（第2号様式）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

附 則（令和 8 年 4 月 20 日）

この要綱は、令和 8 年 4 月 20 日から実施する。